

新型コロナウイルスに関する国からのお知らせ

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、国から以下の通りお知らせがきましたので、皆様に周知致します。

○持続化給付金について

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者（ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者）に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

（給付額 上限 法人200万円、個人事業者100万円）すでに多くの事業所さまがご利用しておりますが、小田原箱根商工会議所サポート会場が8月をもちまして終了となりました。

最寄りのサポート会場は現在藤沢会場となっております。

申請予約は『持続化給付金申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）』

TEL0570-077-866（受付時間：平日、土日祝日ともに9:00～18:00）をご利用ください。

○家賃支援給付金について

売上の急減に直面する事業者の方々に対して、地代・家賃の負担を軽減、テナント事業者に対する給付金。

・対象者 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月で以下に該当する者

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少 *①、②のいずれかで対象

・給付額 法人最大600万、個人事業者最大300万。

この給付金についてもヒルトン小田原サポート会場が9月7日をもって終了となりました。

最寄りのサポート会場は現在平塚、秦野となっております。

申請予約は『家賃支援給付金申請サポート会場電話予約窓口』

TEL0120-150-413（受付時間：9:00～18:00【土日・祝日を含む】）をご利用ください。

○「Go To トラベルキャンペーン」地域共通クーポンの取扱店舗の登録受付開始

旅行代金が35%割引になるGo To トラベルキャンペーン第一弾に加えて、15%相当分をクーポンで支援する地域共通クーポンの取扱店舗の登録受付が9月8日からスタートしております。

地域共通クーポンの利用は10月1日であり、開始日に必要なツール一式（マニュアル、換金伝票、ポスター、ステッカー等）の送付を受けるためには、9月15日までに申請が必要です。

・申請対象者 土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など（カラオケ、ライブハウスは除外）

・申請期間 9月8日～※開始日に必要なツール一式の送付を受けるためには、9月15日までに申請が必要

・申請方法 オンライン申請、または、郵送での申請（申請書類は下記お問合せ下さい。電話のみ入手可）

詳細は、「Go To トラベル 事業者向け申請サイト」を参照。<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>

・問合せ GoToトラベル事務局 0570-017-345 03-6747-3986（IP電話等）

※『Go To Eat』の対象となる飲食店の皆様は、『Go To Eat』への登録が参加条件となります。現在神奈川県内の事業者を対象とした『Go To Eat』の登録準備は鋭意進められておりますので、しばらくお待ちください。

詳細は食料産業局食品製造課 Go To Eat キャンペーン準備室 ダイヤルイン：03-6744-0402・03-6744-7177